

令和元年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた 社会実験実施業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 趣旨

本参加要領は、「令和元年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた社会実験実施業務委託」（以下「本業務」という。）の契約候補者をプロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

本市では、都市計画に関する基本的な方針である「第2次沼津市都市計画マスタープラン」や、中心市街地を魅力とにぎわいに満ちた都市の顔として将来にわたって維持していくための指針である「沼津市中心市街地まちづくり計画」を策定し、持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

また、中心市街地が都市の顔として人が集まり楽しく快適に過ごせる魅力的な空間となるよう検討を深めていくため、平成29年度に「まちづくり戦略会議」を開催し、中心市街地の現状と課題等を整理するとともに、市の重要施策である沼津駅周辺総合整備事業の推進を見据え、まちづくりの新たな潮流である「ヒト中心のまちづくり」を市民・事業者・行政が一体となって戦略的に推進していくため、現在、「沼津市中心市街地まちづくり戦略」の策定に取り組んでいるところである。

本業務の対象区域である都市計画道路七通線については、これまでの公共投資により一定の空間ストックが整備されているものの、全面的な供用開始までに時間を要すことから、施設の規模に対して歩行者通行量及び自動車交通量が乏しい現状がある。

こうした状況を逆に活かし、将来的な他地域への波及等も見据え、人が集まり、滞留する空間を創出するための社会実験を実施することで、市民等に「ヒト中心のまちづくり」を体感してもらうとともに、人を呼び寄せるイベント等が容易に開催できるなど、公共空間の多機能化・高質化に必要な仕組みや整備等について検討するものである。

本業務の履行にあたっては、周辺の商店街や沿道事業者、地域住民との連携・調整に加え、沿道の駐車場、低未利用地の活用など、多様なステークホルダーによる取り組みを促すとともに、本市が目指すべき具体的な将来像と課題を明確化し、沼津駅周辺の公共空間をヒト中心の空間に再編するための様々な検討を行うものとする。

また、市が別途発注している業務（平成31年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた調査・検討等業務委託）と連携を図りつつ進める必要があり、受託者には、まちづくり、都市計画、空間デザイン、道路・交通分野等に関する豊富な知識や専門的技能、現状を正確に把握し分析する能力、企画提案力、意見をとりまとめ調整する能力が求められるため、公募型プロポーザルにより選定する。

2 契約の概要

(1) 業務名

令和元年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた社会実験実施業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和元年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた社会実験実施業務委託 公募仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日(火)まで

(4) 委託料上限額

10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

なお、10月に予定されている消費税及び地方消費税の税率変更を考慮すること。

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 都市計画部 まちづくり政策課 まちづくり推進係 担当：内村、渡邊、石渡

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所5階

電話 (代表) 055-931-2500 (内線 2575)

(直通) 055-934-4886

メール ppp@city.numazu.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成4年7月1日施行)の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 沼津市暴力団排除条例(平成24年沼津市条例第22号)に規定する暴力団員等ではなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 平成21年度以降に同種業務に関し、下記の①又は②のいずれかの受託業務実績又はそれに準ずる実務実績があること。
 - ① 道路空間の歩行空間化に関する調査、検討等業務
 - ② 道路空間の活用又は広場化を目的とした社会実験支援等業務
- (6) 2つ以上の事業者が共同事業者を結成して申請する場合は、共同事業者として上記(1)～(5)の条件を満たし、かつ以下の要件も満たさなければならない。
 - ① 構成員は、共同事業者の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申請時に共同事業者の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 各構成員は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。
- (7) 予定管理技術者は、下記の条件を満たすものでなければならない。
 - ・平成21年度以降に(5)の同種業務又はそれに準ずる業務の実績を1件以上有する者。

5 選定スケジュール

内 容	実施期間
参加要領等の公表	令和元年8月6日(火)
質問受付期間	令和元年8月6日(火)から 令和元年8月13日(火)午後5時まで
質問回答	令和元年8月16日(金)まで
参加申込及び企画提案書等の提出 期間	令和元年8月6日(火)から 令和元年8月26日(月)午後5時まで(必着)
プレゼンテーション審査	令和元年8月29日(木) 予定
審査結果の通知	令和元年8月30日(金) 予定
契約締結	令和元年9月中旬 予定

※ 公表方法は沼津市ホームページへの掲載とする。

※ 上記のスケジュールは変更となる可能性がある。なお、変更後のスケジュールは沼津市ホームページで随時公開する。

6 質問受付・回答

(1) 質問期間

令和元年8月6日(火)から令和元年8月13日(火)午後5時まで。

(2) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

※質問内容は簡潔な文章とすること。

※質問書の提出時には必ず電話により着信確認を行うこと。

(3) 回答方法

全ての質問に対する回答は沼津市ホームページに掲載する。なお、質問した者については公表しない。

7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する場合には、参加申込及び企画提案書を同時に提出することとする。提出期間は、令和元年8月6日(火)から令和元年8月26日(月)午後5時までとする(必着)。

7-1 参加申込

(1) 提出方法

下記「(2) 提出書類」を令和元年8月6日(火)から令和元年8月26日(月)午後5時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、④～⑥の提出を不要とする。

共同事業者を結成した事業者は、⑦及び⑧を提出すること。

(2) 提出書類

① 参加申込書 1部(様式1)

- ② 同種業務実績表 1部（様式2）
- ③ 会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）
- ④ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1部（様式3）
- ⑤ 財務諸表 1部（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
- ⑥ 納税証明書 各1部（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）
 - ア) 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - イ) 沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
 - ウ) 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出
- ⑦ 共同事業者協定書の写し 1部（様式自由（参考様式を参照））
- ⑧ 代表者への代表権委任状 1部（様式自由）

7-2 企画提案書

(1) 提出方法

下記「(2) 提出書類」を令和元年8月6日（火）から令和元年8月26日（月）午後5時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式4）
- ② 企画提案書（様式5、6）
- ③ 社会実験の空間イメージを示した平面図又はパース等（様式自由）
- ④ 工程表（様式7）
- ⑤ 実施体制調書（様式8）
- ⑥ 管理技術者業務実績調書（様式9）
- ⑦ 担当技術者業務実績調書（様式10）
- ⑧ 参考見積書（様式自由、押印不要）

(3) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 「(2) 提出書類」のうち、②～⑧については、全て自社名を入れず（入っている場合は受け付けない。）、①～⑧の順に左綴じしたものを1部とし、これを10部提出すること。
- ② 「(2) 提出書類」は、A4判で作成するものとする。A4より大きいサイズの用紙を用いる場合には、A4サイズに折りたたむこと。

(4) その他、注意事項

- ① 企画提案書は、簡潔で見やすく、わかりやすいものとする。
- ② 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、仕様書に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指

摘や提案に努めること。

- ③ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ④ 提出後の提案内容の修正は原則認めない。

8 提案する内容

提案する内容は、別紙仕様書第9条に示す業務の内容及び本要領「16 参考資料」に加え、提案者の独自の調査等により、本業務に関する関連情報を十分に理解した上で提案を行うこと。

9 選考

(1) 選考方法

「7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出」に示す提出書類及びプレゼンテーション等の内容を基に、「令和元年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 公共空間再編に向けた社会実験実施業務委託 契約候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。また、その構成員を「選定委員」という。）において評価項目に従い評価・採点し、評価点が最も上位の者を契約候補者として選定する。

ただし、各選定委員の平均点数が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

なお、各選定委員名については、契約締結後まで明らかにしない。

○ プレゼンテーション審査

- ・参加者によるプレゼンテーション及び質疑を行い、契約候補者を選定し、その結果を応募者全員に通知する。
- ・発表時間等は1参加者につきプレゼンテーション20分、質疑10分程度を予定している。
- ・日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加申込・企画提案書の受領後、参加者に速やかに通知する。
- ・プレゼンテーションは、企画内容をイメージしやすく的確に伝えることとし、その手法は提案者の裁量による。
- ・プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込・企画提案書の提出後、速やかに申し出ること。
- ・パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。
- ・プレゼンテーションの際は、自社名を明かしてはならない。
- ・プレゼンテーションへの出席者数は、1参加者につき3名までとし、説明者は本業務を担当する予定の管理技術者又は担当技術者とする。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

10 契約候補者選定結果の通知

契約候補者選定後、速やかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の

評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「7-1 参加申込」及び「7-2 企画提案書」に示す提出書類を期間内に提出しなかったとき
- (2) プレゼンテーション審査の会場に指定時間までに来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格」の各号のいずれかに該当しなかったとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

12 契約

市は契約候補者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、改めて仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約候補者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格」の各号のいずれかに該当しなかったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき
- (4) 随意契約の交渉が不調となったとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

13 契約締結後

- (1) 契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。
- (2) 契約者は、市との協議のもと、速やかに業務計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は提出者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

15 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のあ

る者については全て登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

(3) 1団体につき提案は1つとし、複数の提案は不可とする。また、単独で参加した団体がほかのグループの構成員となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成員となることも不可とする。

(4) 書類の提出後において、原則として「7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出」に示す提出書類に記載された内容の変更を認めない。

また、「7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出」に示す提出書類に記載した実施体制は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とした上で、市の了解を得なければならない。

(5) 業務の実施にあたっては、同時期に実施している沼津市中心市街地まちづくり戦略関連業務と連携を図るものとする。

16 参考資料

①第4次沼津市総合計画

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/sogo/index.htm>

②第2次沼津市都市計画マスタープラン

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/toshimas/index.htm>

③沼津市中心市街地まちづくり計画

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/machidukuri/index.htm>

④まちづくり戦略会議

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/machisenryaku/index.htm>

⑤沼津市中心市街地まちづくり戦略に向けて

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/machisenryaku/index.htm>

⑥沼津市自転車ネットワーク計画

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/cyclenetwork/index.htm>

⑦沼津市都市計画道路の整備に関する基本的な考え方

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/toshikeikakudouro/index.htm>

⑧鉄道高架事業の必要性について

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/kikaku/senryaku/kouhyo.htm>

⑨沼津市立地適正化計画

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/ricchitekiseika/index.htm>

⑩平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務委託報告書

⑪平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 駐車場の適正配置に向けた社会実験実施業務委託 報告書

⑫平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 沼津駅南口駅前広場整備方針等策定業

務委託

⑬中心市街地歩行者交通量調査結果

⑭都市計画道路等の現状調査結果

⑩～⑭の資料を「3 問い合わせ・書類提出先」にて貸与する。当該資料の取扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこと。また、当該資料は複製禁止とし、プロポーザル終了までに速やかに返却すること。

なお、資料準備のため来庁前に「3 問い合わせ・書類提出先」に連絡をすること。

別表 評価項目

評価項目		評価基準	配点	合計配点
企 画 提 案 力	事業計画の妥当性	・社会実験の目的、趣旨等を理解し、仕様書で定めた業務内容について全て網羅された実現可能な計画となっているか	10	45
	業務実施に当たっての基本的な考え方	・実施期間及び時間帯は、周辺地域の状況を考慮したうえで、実験効果が顕著に現れ、各調査が効果的に実施されることを期待できる提案となっているか ・独自の視点と創意工夫による空間構成、演出が計画されているか ・動線・利便性・安全性の検討がされているか ・周囲の商店街や事業者等と連携した魅力的なコンテンツが計画されているか	25	
	調査に関する提案	・アンケート調査の内容は、今後のまちづくりに資する効果的な内容となっているか ・動線調査は、経済合理性がありかつ効果的な提案となっているか	10	
業務遂行 体 制	実 績	・同種業務又はそれに準ずる実務実績があり、ノウハウが活かされるか、また、業務を進めるにあたっての独自の強み等があり、これらの取組みが期待される提案内容となっているか ・実績に基づく見地から計画された、実現可能性のある提案内容となっているか	15	55
	実施体制	・業務遂行の上での専門性は十分か ・周囲の商店街や沿道事業者、地域住民との連携・調整が円滑に進められる体制となっているか	25	
	工程計画	・業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	5	
	取組意欲	・業務の重要度を理解し、技術力を十分に発揮し、積極的に業務に取組む意欲は感じられるか	10	
			100/100	

[プレゼンテーション審査について]

※各審査委員の平均点数が60点を超えるものがない場合は、契約候補者を選定しない。

※評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

- (1) 同点の場合は、「業務遂行体制」の点数が高い者を上位とする。
- (2) (1) も同点の場合は、選定委員から意見を聞き、選定委員会において順位を決定する。